

今治市郷土芸能振興事業費補助金交付要綱

平成26年10月27日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、歴史的価値及び芸術的価値の高い郷土芸能として今治地域に伝わる各種太鼓を、本市の主要な観光資源として位置付けて全国的に普及していくための活動に対し、今治市補助金交付規則に定めるもののほか、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象団体、補助対象事業及び補助率等)

第2条 補助対象団体、補助対象事業、補助対象経費、補助率及び上限額は、別表のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、交付申請書(別記様式第1号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第4条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助対象団体に対し、交付決定通知書(別記様式第2号)を交付する。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、その内容又は補助金の額を変更する場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書(別記様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の変更承認通知)

第6条 前条の規定により市長が承認したときは、補助事業変更承認通知書(別記様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、事業終了後速やかに補助事業実績報告書(別記様式第5号)を提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、相当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 前項の規定により、補助事業者が、補助金の概算払を受けようとする場合は、補助金概算払請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助交付決定の取消等）

第12条 市長は、補助金の交付を決定した後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定取消（変更）通知書（別記様式第8号）により補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、市長は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（1） この要綱の規定及び補助金の交付に付した条件に違反したとき。

（2） 補助事業の実施の見込みがないと認められるとき。

（3） 虚偽の申請書又は補助事業実績報告書の提出があったとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、不正な行為があったとき。

（指揮監督）

第13条 市長は、補助事業の実施に関して必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（関係書類の保管）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の証拠書類を整備し、補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

| 補助対象団体 | 補助対象事業 | 補助対象 経 費 | 補助率及び 上限額 |
|---|---|---|----------------------|
| 1 今治寿太鼓保存会 2 来島水軍狼火太鼓 3 能島水軍太鼓保存会 | 1 イベント出演事業 2 周知及び広報活動事業 3 その他各種太鼓の保存 のために市長が必要と 認める事業 | 補助事業に係る経費 ただし、次の各号に掲げる 経費を除く 1 会員に対する人件費、飲 食費、謝礼等 2 汎用性が高い備品の購 入費 3 その他市長が必要であ ると認めない経費 | 補助率：10/10 上限額：予算額 |